図面作成にあたっての注意事項

●居室、居間、食堂、宿泊室については、中心線による面積の他、内法面積を、カッコ書きで記載（併記）すること

●各部屋のしつらえ（ベッド、机、便器等の配置等）がわかるようになっていること。

●図面に記載の部屋名とその他書類（室別面積表や支援の基本方針）に記載の部屋名を統一すること。

●廊下幅等についても分かるように記載すること。

●ユニットごとの区分けが容易であること。

●トイレについては、車いす対応トイレかどうか分かるように記載すること。

●夜勤の職員の所在場所が分かるように表示して下さい。